

# 香川県報



号外 2

平成 15 年

12月19日(金曜日)

## 規 則

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県立保健医療大学規則 (医務国保課) 一
- 香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (会計課) 一
- 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱 (会計課) 二

## 規 則

香川県立保健医療大学規則をここに公布する。  
平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百五号

香川県立保健医療大学規則

### （趣旨）

第一条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成十五年香川県条例第六十二号）第五条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

### （学生定員）

第一条 保健医療学部の子科の学生定員は、次の表のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	三年次編入学定員	總 定 員
看護学科	五〇人	一〇人	二二〇人
臨床検査学科	二〇人		八〇人

### （入学の出願）

第三条 大学に入学を志願する者は、別に定めるところにより、出願を行うとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

### （入学者の選考）

第四条 大学に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行うものとする。

### （入学手続）

第五条 前条の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続を行うとともに、入学金を納付しなければならない。

### （補則）

第六条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に關し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百六号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 香川県立保健医療大学の入学選考手数料及び入学金

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第七百三十九号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱(昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十九条第八号」を「第二十九条第十号」に改め、同条第八号中「医療短期大学」を「保健医療大学及び医療短期大学」に改める。

第九条第二項中「第四十条第三号」を「第四十条第四号」に改める。

第十三条中「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改める。

第十七条中「第一百七条の二第一項第六号」を「第一百七条の二第二項第五号」に改める。

附 則

この要綱は、平成十五年十二月十九日から施行する。